

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2926

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 8 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	4,400 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	R7.7 月分 事務所看板代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2926

(2/2)

領 収 証		No. 008489
浅井 明 様		2025 年 7 月 19 日
金額	¥ 5,500 -	収 入 印 紙
但し 森田ビル 201号室 2025年7月分看板(1)代として (2025年7月2日入金) 上記の金額正に領収いたしました		
内 訳		BEST HOUSING 株式会社ベストハウジング
税抜金額		
消費税額等 (%)		
☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029 ☐ 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582 ☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市赤川町2丁目9番地1 TEL 048-920-3141 FAX 048-920-3140 ☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403 ☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885		
社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。		

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	2 階部分 35.34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10 %)										
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10 %)										
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額										
保証金(敷金)の償却・数引											
礼 金	円										
賃料等の支払方法	<table> <tr> <td>支払時期</td><td>翌月分を 毎月 27 日までに支払う</td></tr> <tr> <td>☒ 振込 ☐</td><td></td></tr> <tr> <td>振込先金融機関名・支店名</td><td>口座種別</td></tr> <tr> <td>口座番号</td><td>口座名義人・フリガナ</td></tr> <tr> <td>振込手数料負担者</td><td>借主 持参先</td></tr> </table>	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	☒ 振込 ☐		振込先金融機関名・支店名	口座種別	口座番号	口座名義人・フリガナ	振込手数料負担者	借主 持参先
支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う										
☒ 振込 ☐											
振込先金融機関名・支店名	口座種別										
口座番号	口座名義人・フリガナ										
振込手数料負担者	借主 持参先										

(5) 貸主

貸主	氏名	電話	()
	住所		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 押印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 8777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 第 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2927

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 8 日	支出額	11,440 円
項目	事務所費	充当額	10,296 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	契約駐車場代＋振込手数料（8 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38804	07-07-08	09:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証	
万 千 千 円 円 円		電信	
お振込明細またはご案内			
お受取人	トウキョウツソキ		
	シキ		
	当座 0200261		
ご依頼人	1) ケイキウトチ様		
	登録番号 0001		
	ススキマサト セイムカツト"ウツ"ムクヨ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 400010		付につき浦和	
		税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名 称 富久 前 駐車場

番 号 No. ■■■

賃 料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和7年5月16日より令和8年5月15日まで1年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

.....

.....

.....

振込先

.....

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。
令和7年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 8-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地

代表取締役 市川 麗恵子

電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中栄園 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人 住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2928

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 8 日	支出額	75,440 円
項目	事務所費	充当額	67,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃＋振込手数料（8 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38804	お取引日 07-07-08	時刻 09:28
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥75,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) [REDACTED]		C認証 [REDACTED]

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
カワクチシソキ
シキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007

ススキマサト セイムカツト ウラ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400012

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2 (登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する建 本 数	棟 No.				本
賃料等の支払時期					
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 コスモ
	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	免許証番号	埼玉県知事(3)第 21803号
	免許年月日	2年 4月 1日
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏 名	
	登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 コスモ
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2929

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 8 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	4,950 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（6 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38804	07-07-08	09:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		円

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリソナ	
	ソキ	
	普通 0619492	
ご依頼人	オオムラシヨウシ（カ様）	
	登録番号 0002	
入金マサト セイムカツト ヲウシ ムウヨ様		
電話番号	印紙税申告納	
取扱番号 080001	付につき浦和	
	税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

出力日 : 2025/07/07 16:17

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX) 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL: 048-476-7525 鈴木正人事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL: 048-472-0328 大村商事株式会社 登録番号: T1030001045239	請求書発行日 2025年7月3日(木) 請求書番号 000047952 締日 2025年6月30日(月) 支払期限 2025年7月31日(木)
--	---	--

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
件名: 廃棄物処理代	

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 株式会社大村商事
	(0017)埼玉りそな銀行 (398)志木支店 普通預金 0619492 株式会社大村商事
備考	

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門				備考	
×モ1				×モ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/06/30	残*~4収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (課税 10%)		
		■■■■ 鈴木正人事務所					
			---				--
2025/06/30	廃棄物処理代6月分	4,000	1	式	4,000 (課税 10%)		
		■■■■ 鈴木正人事務所					
			---				--

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3057

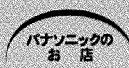
(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 14 日	支出額	19,460 円
項目	事務所費	充当額	17,514 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所照明器具交換工事代金として		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3057

(2/2)

領 収 証		No.
新井一徳事務所 様		令和7年7月18日
¥18,860- 内消費税等1,770(10%)		
但し事務所照明器具交換工事代金として		
上記の金額正に領収いたしました Panasonicデジタルテレビ、DVD、家電品全般 オール電化住宅推進店、システムキッチンリホーム工事設計、施工 太陽光発電システム、電気工事、業務用空調設備工事		
 (株)丸山電化サービス		
代表取締役 丸山 庸次 埼玉県北本市中央1丁目8番地3		電話 048(591)2191 FAX 048(591)5524
取扱者印		印 紙

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3058

(1/4)

日付	令和 7 年 7 月 14 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（8 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-07-14	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N040	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-07-14		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

政務活動費 領収書等貼付用紙

3058

(3/4)

整理番号 65-2

駐車場 賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX（以下、「甲」という。）と借主 武内政文（以下「乙」という。）は、下記（1）に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

（1） 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2		
	名 称	町田駐車場	指定場所	XXXXXXXXXX

（2） 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	XXXXXXXXXX
---------	----------	------	--

（3） 契約期間

契約期間	2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

（4） 賃料

賃料（駐車場使用料）	月額 4,000円（消費税含）

支払期限： ① 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払 方法	1. 口座振替	XXXXXXXXXX
	② 振込	
	3. 持参	持参先：

※振込手数料は、借主負担とする。

（5） 貸主及び管理者

貸 主	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 〒 XXXXXXXXXX

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 〒 XXXXXXXXXX

政務活動費 領収書等貼付用紙

3058

(4/4)

整理番号 65-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年 3 月 1 日

甲（貸主）	氏 名	代理人	電 話
	住 所		
乙（借主）	氏 名 (商号及び代表者)	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏 名	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
宅地建物 取引業者	商号（名称）	宮田精一事務所	代表者 宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話 049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事（2）第23444号	
宅地建物 取引士	氏 名	登録番号	
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3059

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 14 日	支出額	240 円
項目	事務所費	充当額	216 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所ごみ処理代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター		伝票No	178
納入者	住所	高槻市1-14-11		
	氏名	東山事務所		
車両番号		地区	狭山市	
年月日	2025/07/14		時間	14:04
業者名等	事業者			
銘柄	可燃ごみ			
総重量	1,540 kg	空車重量	1,530 kg	
正味重量	10 kg	単価	240 円/10kg	
金額	240		円	10%対象
	21		円	内消費税
一般廃棄物処理手数料納入通知書			領収印日付	
狭山市長 小谷野				
狭山市登録番号:T4000020112151				
備考				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3091

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 15 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 7 月分		
備考	45000+440=45440		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行
RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
37702	07-07-15	13:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥45,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (硬貨) 円
万円 千円 千円		

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0001

オハナアキヒトセイムカット“ウツ”ムツヨ様

ご依頼人

電話番号

取扱番号 300056

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸家賃貸借契約書
貸借人 尾花 珠仁 氏 事務所 尾花 珠仁 事務所
との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (貸借物の表示) 貸借人はその所有する次に表示の貸家を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。
上庄市本町1-1-5
鉄骨 造 陸屋根 番 3 号 2 階
室 31 平方メートル (号室)
第2条 (賃借期間) 賃借物の期間に 年 月 日から 年 月 日までの 3 年間とします。ただし、賃借人・賃借人は、協議のうえで本契約を更新することができるとします。
第3条 (賃 料) 賃料は1か月金 45,000 円也とし、賃借人は毎月 25 日までに 前 月分を賃借人の住所に賃料もしくは現金として支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の悪化、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件貸家の一部が、火災その他の災害で滅失したとき (ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り) は、賃借人は、契約期間中であっても、賃借人と協議に基づき、当該滅失部分に相当する賃料を減額することができるものとします。
第4条 (敷 金) 賃借人は敷金として金 45,000 円は賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料借費その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する債務を担保する目的で預けられるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の前金への充當の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。
第5条 (使用目的) 賃借人は、貸借を (事務所) の目的で使用するし、他の用途に使用してはなりません。
第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借物を譲渡し、もしくは本件貸家を転貸し (転貸、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃借人の承諾なしに改修、改築、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件賃借物の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃借人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃借人がその旨知ったにもかかわらず、賃借人が相当期間内に必要を修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限りではありません。
第7条 (当然終了) 本件賃借が、火災その他の災害で天災または滅失したときは、本契約は当然に終了します。
第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、賃借人の使用に供している本件賃借の一部が火災その他の災害で天災または滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
二、賃借人の承諾なく、本件賃借の改修、改築、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
三、賃借人の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件賃借を転貸するとき。
四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃借人に申告した家族以外の者に賃借人の承諾なく本件賃借を占有させたとき。
五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
六、賃借人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。
七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、更生または会社更生の申立てがあったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立てをしたとき。
八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
九、賃借人親族の手形小切手など不渡部分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
十、賃借人の居座または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃借の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
十一、立社会勢力との関係において、(賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、) 反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関係していると認められるとき、 (賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、) (賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供するな

- との関与が認められるとき、) (賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき、) なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜組織または特殊な暴力団員、その他これに関連または準ずる者をいいます。
2 賃借人が、(賃料の支払いを怠ったとき、) (賃料の支払いを後援にわたって遅延したとき、) (本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、) (本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正するよう催告をし、相当期間を経過した後にこれが正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(六) および (七) について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。
第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
第10条 (損害賠償等) 賃借人 (その家族を含みます) の責に帰すべき事由により本件賃借を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定めた方法で支払うものとします。
第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃借人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。
第13条 (延滞賃料等への充當等) 敷金にに転子をつけないものと、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償額を支払わなかったときは、賃借人は本契約終了時までその敷金をもってその滞り滞に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃借人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
第14条 (敷金の返還) 賃借人は、賃借権契約が終了し、賃借人から賃借の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
第15条 (修繕料等の不請求) 賃借人は、本件賃借の明渡しに際し、賃借人に対し、修繕料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件賃借の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が改修・加工・設置したものがあれば賃借人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件賃借を原状に復したうえで (ただし、通常の使用および収益によって生じた本件賃借の損耗ならびに本件賃借の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃借人の立会を求め、本件賃借の引渡しをするものとします。
第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 (一) 年分を上限として、賃借人と連帯して債主の責を負うものとします。
第18条 (合意書) 本契約に關する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、
各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。 令和 5 年 7 月 6 日
賃借人 現住所 氏 名 [REDACTED]
賃借人 現住所 氏 名 [REDACTED]
連帯保証人 現住所 氏 名 [REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3141

(1/3)

日付	令和 7 年 7 月 17 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（8 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-07-17	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N032	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 07-07-17		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

政務活動費 領収書等貼付用紙

3141

(3/3)

整理番号 66-2

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）


別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3142

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 17 日	支出額	330,440 円
項目	事務所費	充当額	297,396 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所家賃代 8 月から 10 月		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 *** ****
取扱店 40002	お取引日 07-07-17	時刻 14:58
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥330,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		硬貨認証 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
か) カスカベ"ツツ"ユウタクキヨウト"ウハ様

ご依頼人
シラトユキヒト セイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 300035

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4		
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月
	面 積	49㎡		
附 属 施 設		1階事務所前面 1台駐車場		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 12月 15日 から 2025年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	[REDACTED]	
	本 数	[REDACTED] 本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☒ 振 込	[REDACTED]	
	☐	名義人	[REDACTED]
	☐		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (株)春日部市住宅共同販売センター		
所 在 地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第		号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

1. 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。
2. 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。
3. 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3173

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 18 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 7 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 森 伊久康

下「乙」というは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
下の条件で締結し、また甲と借主各一人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり
各該について当事者行為をなすこととする。

会 社	本町貸与事務所		1 種別	
所 在 地	(住所) 連田市本町386番地3 (電話番号) 陸奥県連田市本町38			
種 別	事務所	高層部号	386番号	
界 域	水産		/ 1 種別	
証 據	寄附 バレンコー 37.41 円 (印) 37.41 円 (印)	LL 31.8円 (印) 31.8円 (印)	その他債権 竹野之債権 (約)	印 印
物件の所有者	(氏名) [redacted]			
使用目的	事務所	事務所		
費 用 科	月額 220,000 円 (うち借費) 20,000 円	貸 金	(借付の金額) 20 万円	
管 理 費	月額 円 (うち借費) 円	礼 金	(借付の金額) 200,000 円 (うち借費) 0 円	
修 繕 費	月額 円 (うち借費) 円			
紅 毛 料	月額 円 (うち借費) 円			
付属施設料	月額 円 (うち借費) 円			
経 費	月額 円 (うち借費) 円			
供 給 料	月額 15,500 円 (うち借費) 円	貸 金 科	(借付の金額) 0 円 (うち借費) 0 円	
保 証 金	円	更新料科	更新料の (0.5 月分) (0.5 月分更新)	
敷金・保証金の 受取種類	本物件の買取り金	契約更新時に	5 円	
保証金の償却	① 償却 (うち借費) (円) ② その他	契約更新時に	5 円 (うち借費) (円) (借付の金額) 5 円 (うち借費) 5 円	
契約期間	2023年10月01日 から 2025年06月30日		延び 2年 0ヵ月 0日限	
借主の解約権	契約の効力は、借主が解約の申込みをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。			
貸主・管理費・ 光熱費・駐車場 及び・雑費・付 属施設料の支払 方法に於いて支払 原価	持分金 持分金 (氏名)	借主の借付金 (借主の借付金) 220,000 円		
印名義人	印名義人 [redacted]			220,000 円
印引取り 権利金支払				
当月分を3月 30 日迄に支払うものとする。 返込の場合は、20日までに当月分の入金が必要とする。				

新 聞 記 者 の 名 前	付 属 品 種				
	新聞 No.	雑誌・期刊参照	No.		No.
	貸与 する 期 間	No.		No.	No.
	返 却 期 限	No.		No.	No.
録の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月21日 ポストボックス					
取 扱 所 の 印 鑑	※更新時、更新手続きをとること。更新費等諸千歳料として資料の1/2ヶ月と消費税を併介費用に支払うこと。 ※追当主、借主の負担において貸主指定の専業主持ハラスクローニングを行うこと。 ※貸主および更新期間中、借入人保証補償金の保険に加入すること。 ※借主は自然災害（地震）被害、悪天候による停電、停水損失（タンクのヤニによる汚染、クロスのカビ等）、 はかばか関係者による汚損等を告げることを標榜する等の現状回復増徴をとらなくてはならない。 ※入居開始時、エアコン台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。				
	本契約の締結を附する為本条を添付とし、甲乙両、双方合意により署名捺印したため、甲乙各自が1通を保管する。				
	*印 5 年 9 月 26 日				
	住 所	+369-0111 埼玉県蓮田市京東6-8-4			
	電 話 番 号	森 伊久磨			
氏 名					
この賃貸借借主・ 賃 料	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (郵便番号)	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (郵便番号)	印	印	
保証人氏名					
(緊急時の連絡先)	〒 (氏名)	(住所) (電話番号)	(ここへ複製)		
貸 主 資 格 書			借 主 資 格 書		
免許番号 在りる 事務所 商 号	国土交通省 (35) 第5401号 埼玉県蓮田市本町3-8 日清土地株式会社		免許番号 在りる 事務所 商 号	国土交通省 (35) 第5401号 埼玉県蓮田市本町3-8 日清土地株式会社	
代表者	田崎 正樹	代表者	田崎 正樹	代表者	
登録番号 氏 名	埼玉県蓮田市本町3-8 日清土地株式会社 埼玉風通市本町3-8		登録番号 氏 名	埼玉県蓮田市本町3-8 日清土地株式会社 埼玉風通市本町3-8	
電 話	049-768-2550		電 話	049-768-2550	